

平成19年12月27日

各 位

株式会社新日本通商  
代表取締役社長 遠藤 昭二

## 当局からの行政処分について

本日、弊社は、関東財務局より金融先物取引法第77条第2号に基づく金融先物取引法施行規則第25条の2第5号に規定する「金融先物取引業に係る電子情報処理組織の管理が十分でない」と認められる状況に該当すると認められ、システム障害の発生状況を関東財務局長に報告しない行為は、金融先物取引法第85条第1項に違反するとのことから、金融商品取引法第51条の規定に基づき、行政処分を受けました。

お客様をはじめ、関係者の皆様に多大なるご心配をお掛けしておりますことを心よりお詫び申し上げます。

尚、この度の行政処分につきましては、お客様とのお取引に制限を与えるものではなく、従来通りお取引いただけます事をあわせてご報告いたします。

平成19年9月19日を基準日として実施された証券取引等監視委員会の検査において、弊社は、(開業時より平成19年9月19日時点の臨店検査に至るまで)システムリスクに対する認識、リスク管理体制、および安全対策の整備について、基本方針及び具体的基準の策定が図られておらず、また、システム障害発生時における顧客対応、原因分析、及び報告体制が不十分である旨の指摘を受け、「金融先物取引業に係る電子情報処理組織の管理が十分でない」と認められる状況に該当するとの理由で平成19年12月18日に同委員会より行政処分勧告が行われ、このたびの行政処分を受けることとなりました。

行政処分で指摘のあった主な内容は次の通りです。

- (1)システムリスクに対する認識等
- (2)適切なリスク管理体制の確立
- (3)システム監査
- (4)安全対策の整備
- (5)外部委託管理
- (6)コンティンジェンシープラン
- (7)障害発生時の対応

弊社では、これらの指摘事項を充分認識した上で、行政当局に業務改善計画内容を提出し、あわせて実施して参りますことをお約束させていただきます。

既に実施中、もしくは実施予定の施策内容は以下の通りです。

#### ○システム運用管理態勢について

当局より指摘のあった過去のシステム障害についての再発防止策として、昨年10月以降数回にわたり、サーバーの増強及び設備の強化を実施しており、現状においてキャパシティの10%程度での安定稼働を確認しております。

また、従前（平成19年8月以前）より課題であったレート配信の不安定性については、平成19年8月下旬にカバー先を多重化することによりレート配信の安定性の確保と共に、より狭いスプレッドを実現しております。

引き続きシステム品質とリスク管理態勢の強化を図り、外部委託管先管理を含め社内態勢の強化に努めて参ります。

今後、更にお客様に安心してお取引していただくためにシステム稼働環境と状況について積極的に開示していく所存でございます。

・これまでの障害について <http://www.njt-fx.jp/syshisory.html>

・現状のシステム構成について <http://www.njt-fx.jp/systeminfra.jsp>

#### ○システム障害時の対応整備・強化

システム障害発生時の速やかな復旧対応、障害事象をお客様にすみやかに、かつ正確に周知させていただくための対応マニュアルの整備、運営を行って参ります。

#### ○システム監査・安全対策の整備

システム障害情報の管理、分析および経営レベルでの事態の把握と継続的な対応を徹底するため取締役会への報告を定例化するなど、実効性を伴った運営ができるようシステム障害の再発防止策を講じて参ります。

また、外部機関による定例でのシステム監査を実施して参ります。

#### ○コンプライアンスの徹底

役職員に対する教育・研修等を通じて、法令順守のさらなる徹底、システムリスクに対する認識の向上を図って参ります。

弊社は、今回の行政処分を厳粛に受け止め、深く反省いたしますとともに、お客様並びに関係の皆様にご迷惑をお掛けいたしましたことを、改めてお詫び申し上げます。

お客様へ最良の取引環境と質の高いサービスをご提供できるよう、役職員一同、鋭意努力していく所存でございますので、何卒よろしくお願い申し上げます。

以上